

別表1 水質基準項目

番号	項目	基準値	基準51項目 (浄水)	基準49項目 (浄水)	基準40項目 (原水)	基準38項目 (原水)	基準9項目 (浄水)	区分
1	一般細菌	100個/mL以下	○	○	○	○	○	病原生物
2	大腸菌	検出されないこと	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	○	○	○	○	○	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	○	○	○	○	○	重金属
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	○	○	○	○	○	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	○	○	○	○	○	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	○	○	○	○	○	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	○	○	○	○	○	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	○	○	○	○	○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	○	○	○	○	○	無機物質
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	○	○	○	○	○	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	○	○	○	○	○	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	○	○	○	○	○	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	○	○	○	○	○	有機化学物質
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	○	○	○	○	○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	○	○	○	○	○	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	○	○	○	○	○	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	○	○	○	○	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	○	○	○	○	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	○	○	○	○	○	
21	塩素酸	0.6mg/L以下	○	○	○	○	○	消毒副生成物
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	○	○	○	○	○	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	○	○	○	○	○	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○	○	○	○	○	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	○	○	○	○	○	
26	臭素酸	0.01mg/L以下	○	○	○	○	○	
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	○	○	○	○	○	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○	○	○	○	○	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	○	○	○	○	○	
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	○	○	○	○	○	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	○	○	○	○	○	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	○	○	○	○	○	着色
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	○	○	○	○	○	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	○	○	○	○	○	
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	○	○	○	○	○	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	○	○	○	○	○	味覚
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	○	○	○	○	○	着色
38	塩化物イオン	200mg/L以下	○	○	○	○	○	味覚
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下	○	○	○	○	○	
40	蒸発残留物	500mg/L以下	○	○	○	○	○	発泡
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	○	○	○	○	○	
42	ジエオスミン ※1	0.0001mg/L以下	○	○	○	○	○	臭気
43	2-メチルイソボルネオール ※1	0.0001mg/L以下	○	○	○	○	○	発泡
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	○	○	○	○	○	
45	フェノール類	0.005mg/L以下	○	○	○	○	○	臭気
46	有機物(全有機炭素:TOC)	3mg/L以下	○	○	○	○	○	味覚
47	pH値	5.8以上≒8.6以下	○	○	○	○	○	基礎的性状
48	味	異常でないこと	○	○	○	○	○	
49	臭気	異常でないこと	○	○	○	○	○	
50	色度	5度以下	○	○	○	○	○	
51	濁度	2度以下	○	○	○	○	○	

給水栓の検査回数は法令で定められたものになります。

※1 原水に地下水を利用しておりカビ臭の原因となる藻類の発生はないため、給水栓において年4回に省略します。